

# あま市スポーツ推進計画

(策定から当初計画までの骨子案)

令和3年7月現在  
あま市教育委員会

# 目次

## 第1章 スポーツ推進計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 基本方針
- 3 策定期間及び計画の期間

## 第2章 現状と課題

- 1 人口の推移
- 2 現状と課題
- 3 施設状況

## 第3章 スポーツ推進計画の取り組み

- 1 取り組み方針
- 2 市民、団体等との連携・協働

## 第1章 スポーツ推進計画の策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

国は平成23年8月にスポーツ立国の実現を目指し、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、『スポーツ基本法（平成23年法律第78号）』を施行し、平成24年3月には同法に基づく『スポーツ基本計画』が策定されました。

その後、平成27年10月にスポーツ庁が設置され、平成29年3月に『第2期スポーツ基本計画』が策定されました。

『第2期スポーツ基本計画』では、多面にわたるスポーツの価値を高め、広く国民に伝えていくため、計画が目指す方向性をわかりやすく簡潔に示すよう、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るという4つの観点から、全ての国民に向けてわかりやすく説明を行った上で、「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしています。

また、県では平成25年3月に『いきいきあいちスポーツプラン』、平成30年3月に『いきいきあいちスポーツプラン（改訂版）』が策定されました。

本計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づき、地方公共団体は国の『スポーツ基本計画』を参酌して、同法第1項に規定する『地方スポーツ推進計画』を定めるよう努めるものとありますので、国・県の趣旨・意向を踏まえつつ、本市の『総合計画』、『教育大綱』、『教育立市プラン』に連動・連携・整合を図り、市民アンケートを基に、市民が何を求めているのかを把握した上で、策定していくものです。

## 2 基本方針

本市の基本方針として下記4項目を柱とし、総合的かつ将来を見据えた計画づくりに取り組みます。

(1) 市民の意向に沿った生涯スポーツの環境整備
(2) スポーツ参画人口の拡大
(3) スポーツ実施率等の向上
(4) 各種団体や組織等連携・協力していく仕組の構築

### (1) 市民の意向に沿った生涯スポーツの環境整備

市民アンケートを基に、市民が何を求めているのかによってスポーツの環境を整備していきます。

いきいきと輝く生涯スポーツの実現のため「勇健都市あま」のもと、健康で活力あふれるスポーツ活動やスポーツ環境整備に取り組みます。

### (2) スポーツ参画人口の拡大

国の『第2期スポーツ基本計画』では、スポーツを「する」「みる」「ささえる」等の色々なスポーツの楽しみ方や関わり方について普及・促進を図っています。

本市におきましても「する」は、もちろんのこと「みる」などは、プロスポーツの試合観戦（バスケットのbリーグが甚目寺総合体育館で開催）や、あま市出身のオリンピック・パラリンピック出場選手の情報発信によるテレビ観戦。また、「ささえる」では、あまスポーツクラブ・スポーツ協会・スポーツ少年団へ補助金を交付することにより団体を通じて市民のスポーツ活動の一助となっていますので、継続していきます。なお、「ささえる」については、スポーツを「する」人へのサポートも含まれますので、スポーツ推進委員のようなスポーツ活動を推進・振興・補助、各種目別の審判やお手伝い、学校部活動の指導者・補助者などスポーツ参画人口の拡大に取り組みます。

### (3) スポーツ実施率等の向上

国の『第2期スポーツ基本計画』では、成人のスポーツ実施率が週1回以上で65%を目標としていることから、本市でも同じ目標値とします。（※ただし、市民アンケートにより既に目標値を超えている場合は変更します。）

市民がスポーツをする機会を充実することにより、スポーツを習慣化していきます。

将来的にスポーツ実施率が向上するよう、幼少期からスポーツを習慣化できる取り組みをしていきます。

(4) 各種団体や組織等連携・協力していく仕組の構築

本市基本方針の(1)(2)(3)を充実・達成するため、各種団体や組織等の連携は不可欠です。連携・協力していく仕組の構築を図りながら計画を進めていきます。

学校に当たっては、各種団体や組織等と連携することにより、部活動の充実を図り、児童・生徒のスポーツの習慣化を図っていきます。

幼児や障がい者においても同様に、連携・協力していく仕組の構築によりスポーツを習慣化できる取り組みをしていきます。

3 策定期間及び計画の期間

令和3年度から令和4年度の2年間で策定します。

第1次あま市スポーツ推進計画としては、令和5年度から令和13年度までの9年間とし、第2次あま市総合計画、第2次あま市教育大綱、第2次あま市教育立市プラン、第1次生涯学習推進計画のいずれも令和13年度までであるため、終期を合わせて整合性を図っていきます。

○令和3年度

- (1) 大学教授による勉強会の開催
- (2) 策定委員の構成決定及び策定委員市民公募
- (3) 市民アンケート調査
- (4) 団体、組織等ヒアリング調査

○令和4年度

- (1) パブリックコメントの実施
- (2) スポーツ推進計画（案）作成
- (3) 公表

## 第2章 現状と課題

### 1 人口の推移

本市の人口は増加傾向です。年齢別では、下の表より令和3年4月1日現在では、市民の約7割が60歳以上の方で少子高齢化が進んでいることがわかります。

アンケート調査により、各年齢層のスポーツ実施率を確認・分析し、本市に必要なスポーツ環境の整備に取り組みます。

単位：人

	0～18歳	60歳以上
平成29年4月1日現在	16,155 (18.25%)	60,401 (68.24%)
令和3年4月1日現在	15,425 (17.32%)	62,741 (70.46%)

	男	女	計
平成29年4月1日現在	44,155	44,355	88,510
平成30年4月1日現在	44,286	44,387	88,673
平成31年4月1日現在	44,301	44,482	88,783
令和2年4月1日現在	44,364	44,639	89,003
令和3年4月1日現在	44,399	44,646	89,045

### 2 現状と課題

本市では、スポーツの推進に係る計画が無いいため、スポーツ協会、スポーツ少年団、あまスポーツクラブ等の団体、スポーツ推進委員会、地域スポーツ員会等の組織及び小・中学校がそれぞれ個々に活動しています。

今後、市民が気軽にスポーツをしたり、スポーツに関心を持ってもらうために、個々に活動している団体（スポーツ協会、スポーツ少年団、あまスポーツクラブ）、組織（スポーツ推進委員会）及び学校部活動並びに健康福祉・高齢福祉・障害福祉といった福祉関係各課が連携・協力していく仕組みを構築する必要があります。

また、勇健都市に相応しい市となるよう、市民のスポーツ実施率などの関連指標の向上を図る必要があります。

アンケート調査によりますが、「スポーツの時間を持ちたい」と思う市民の人口増加及び「スポーツが嫌い・やや嫌い」と思う市民の人口半減などを関連指標としていきます。

### 3 施設状況

本市では、社会体育施設及び学校体育施設スポーツ開放として下記施設があり、アンケート調査により利用が十分なのか確認していきます。

#### 社会体育施設

##### ○七宝総合体育館

アリーナ、柔道場、剣道場、卓球室、ミーティング室(大)、ミーティング室(小)、トレーニング室

##### ○甚目寺総合体育館

メインアリーナ、サブアリーナ、武道場(剣道場、柔道場)、弓道場、ラケットボール室、会議室(1)、会議室(2)、ミーティング室、トレーニング室、野外ステージ

##### ○グラウンド

七宝グラウンド、七宝鷹居グラウンド、美和グラウンド、蜂須賀グラウンド、森グラウンド、森遊水地グラウンド

##### ○テニスコート

七宝テニスコート、美和テニスコート、甚目寺テニスコート

##### ○ゲートボール場

宝ゲートボール場、川部ゲートボール場、美和ゲートボール場、森ゲートボール場、西今宿ゲートボール場

#### 学校体育施設スポーツ開放

##### ○小学校(全12小学校の運動場、体育館)

七宝小学校、宝小学校、伊福小学校、秋竹小学校、美和小学校、正則小学校、篠田小学校、美和東小学校、甚目寺小学校、甚目寺南小学校、甚目寺東小学校、甚目寺西小学校

##### ○中学校(全5中学校の運動場、体育館)

七宝中学校(柔道場、剣道場)

七宝北中学校(ハンドボールコート)

美和中学校(ハンドボールコート、誠友館(剣道場、柔道場、卓球場)、相撲場)

甚目寺中学校

甚目寺南中学校(テニスコート、剣道場)

### 第3章 スポーツ推進計画の取り組み

#### 1 取り組み方針

本市の基本方針である4項目を主とした取り組みとするため、アンケート結果により重点とする施策が変わることはありますが、基本的な方針・考え方については下記のとおりです。

- (1) アンケート結果による市民の意向に沿った施策
- (2) 市及び教育委員会その他団体のスポーツ関係等への市民参画環境整備
- (3) 幼少期からのスポーツ習慣化
- (4) 働く世代、高齢者、障がい者のスポーツ推進
- (5) スポーツを通じた交流の促進
- (6) スポーツ施設の環境整備
- (7) スポーツ施設の適切な有効活用

#### 2 市民、団体、組織等との連携・協働

市民のスポーツ実施率等が向上するよう、アンケート結果を基に市民の意向に沿った施策を展開しますが、団体、組織等の連携・協働は必要になってきます。

スポーツに取り組む各種団体、組織が連携・協働できるようスポーツ課が連携の繋ぎとして支援し、将来的には各種団体、組織が自主的に連携・協働できるような仕組みを構築していきます。

